

## < 後 期 >

### 教育課程と履修方法

#### 1. 教育課程の編成

##### (1) 教育課程の編成

保健学専攻博士後期課程は、保健学専攻独自で開講する科目とともに大阪大学全体、他部局、研究科、学部で開講される科目の履修が可能である。さらに連携大学院、他大学との単位互換など、教育課程の中で学生がそれぞれの領域で研究に必要な理論と技術を修得し、実践するのに必要な高度の基礎的能力を育成できるよう配慮している。

##### (2) 他分野、他研究科、学部の科目履修について

指導教員の指導、指導教員との相談により他分野、他研究科、学部の科目履修が可能である。高度副プログラムなど全学的に開講される科目も履修できる。

なお、高度副プログラム修了者には、大阪大学総長よりコース認定証が授与される。

#### 2. 修了の要件

##### (1) 課程修了及び学位授与の要件

博士後期課程に3年以上在学し、授業科目について所定の単位(10単位以上)を修得し、かつ、必要な研究指導を受け、学位論文の審査及び最終試験に合格した者に、博士(保健学)の学位を授与する。統合保健看護科学分野においては博士(看護学)または博士(保健学)の学位を授与する。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、教授会が特に認めた場合に限り、修士課程又は前期課程における2年の在学期間と通算して3年以上在学すれば足りるものとする。

##### (2) 社会人の修学上の便宜

社会人としての職務の遂行と本専攻での履修が両立するよう、大学院設置基準第14条特例を実施し、夜間・土曜日開講により修学上の便宜を図っている。(社会人大学院生の勤務の都合により、昼間授業と組み合わせることもある)

研究指導は、夜間・土曜日、夏季・冬季休業期間等に行うほか、インターネットを介して随時保健学科内情報ネットワークを利用して行う。

##### (3) 長期履修制度について

博士後期課程の標準修業年限は3年間であるが、下記事項に該当する場合は長期履修申請(平成20年4月1日入学生から適用)を行うことができる。

定まった職業を有する者(常勤に限る)

出産・育児・介護等を行う必要のある者

長期に履修することが教育研究上必要と認められる者

また、長期履修申請の手続きは、新入生は入学前の2月末日まで、在 student で学年の途中で長期履修への変更を希望する場合は、変更を希望する年度前の2月末日までに「長期履修学生申請書」、「長期履修学生を希望する理由書」及び「履修計画及び研究計画書」を教務係まで提出し、博士課程委員会にて審査する。

なお、在學生にあっては最終学年からの長期履修への変更はできない。

詳細は、教務係に問い合わせること。

### 3. 履修の方法

#### (1) 履修届について

研究科の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導によって行う。

学生は、毎学年のはじめに、指導教員の指導により当該年度に履修する授業科目を決定し、所定の期日までにK O A Nにて登録する。

#### (2) 履修方法と論文作成

学生は、指導教員が担当する特講2単位、特講演習2単位、特別研究4単位及び指導教員と相談のうえ2単位以上を履修し、学位論文を作成し、論文審査及び最終試験に合格しなければならない。なお、「指導教員と相談のうえ2単位」には、大学院横断教育科目（コミュニケーションデザイン・センター科目、グローバルコラボレーション科目）、リーディングプログラム科目、本研究科の他の専攻の授業科目又は本学大学院の他の研究科の授業科目の単位を充当することができる。

所定の期日までに学位論文を学位論文審査委員会に提出し、博士課程委員会にて審査する。

博士論文の審査は医学系研究科で定めた方法により行う。

保健学専攻博士後期課程において開講されているがんプロフェッショナル養成基盤推進プランの履修については、がんプロフェッショナル養成基盤推進プラン博士後期課程各コースの概要および教育課程表を基に指導教員の指示に従うこと。

#### (3) その他

詳しい履修方法については指導教員の指導を受けること。